

大阪弁護士会公益通報サポートセンター活動報告

2010. 8. 5 弁護士山本雄大

1 制度概要

(1) 目的

公益通報しようとする者及び公益通報したことにより不利益な取扱を受けた者に対する支援活動並びに公益通報に関する調査、研究活動等を行う。

(2) 相談体制 (参考資料 3)

ア 電話相談

- ・ 毎週月曜日正午から午後 3 時まで (休日を除く)。
- ・ 費用無料
- ・ 受け付ける相談内容

対象者: 公益通報¹ (公益を侵害し、または侵害するおそれのある違法行為がされ、またはされようとしていることに関する通報を含む) をしようとする者、又は公益通報をした者。匿名可。労働者に限定しない。

イ 面接相談

- ・ 予約制
- ・ 費用無料 (ただし 1 回限り)
- ・ 対象

- ① 電話相談をした者が希望し、かつ、相談担当の委員が必要と認めたとき
- ② WEB 投稿システムによって面談相談の申込みがあり、担当委員が必要と認めるとき

(3) 広報 大阪弁護士会ホームページ、リーフレット配付

¹ マニュアルで示している対象事実

- ① 人の生命、健康、財産が危険にさらされたこと、さらされていること、そのおそれのあること
- ② 環境が破壊されたこと、破壊されていること、そのおそれのあること
- ③ その他、消費者利益又は人の生命、身体、財産のかかわる国民生活上の利益に関する違法行為が行われたこと、行われていること、そのおそれがあること
- ④ 公権力の濫用又は公金の浪費がなされたこと、なされていること、そのおそれがあること
- ⑤ 公共の利害に関する法令違反が行われているか、そのおそれのあること
- ⑥ 以上のいずれかに該当する事態についての情報が故意に隠蔽されたこと、隠蔽されていること、そのおそれがあること

2 実績（多少の誤差あり）

| | 電話相談 | WEB 投稿 | 小計 | 面接相談 |
|---------------|------|--------|-----|------|
| H18 年度 | 32 | 0 | 32 | 5 |
| H19 年度 | 28 | 2 | 30 | 5 |
| H20 年度 | 56 | 23 | 79 | 5 |
| H21 年度 | 99 | 33 | 132 | 4 |
| H22 年度（7 月まで） | 28 | 10 | 38 | 3 |
| 合計 | 243 | 68 | 311 | 22 |

3 電話相談内容の分析（参考資料 1）

- （1）退職者からの通報件数が比較的多い。
- （2）アドバイスのみで終了するものがほとんど。

4 電話相談対応で感じられた問題点（参考資料 1）

- （1）通報対象事実に含まれない通報がある。
番号 1, 3, 4, 5, 15, 16
特に、番号 15 では、国民生活の安全性が脅かされるおそれがある。
- （2）労働者以外からの通報がある。
番号 4, 6, 7, 8, 17, 20, 21
代理店、患者、退職者等
- （3）相談者の望む通報がアドバイスできない。
番号 2, 3, 15, 19, 23
- （4）保護の内容が限定され、相談者が保護されない。
番号 4, 6, 7, 11, 12, 16, 18, 21
- （5）事業者が通報者捜しを行い不利益を被る。
番号 9, 13, 14
- （6）行政機関への通報について、十分な応答がない。
番号 16, 17, 22
- （7）内部通報と同様に取り扱うべき第三者への通報があるのではないか。
番号 19, 23
- （8）その他

以上